

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年6月5日

京都市長 松井孝治

京都市規則第10号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第7条環境企画部の款環境保全創造課の項第7号中「生活環境の保全を目的とする指導、審査、命令及びこれに係る公表等」を「事務」に改め、同条循環型社会推進部の款廃棄物指導課の項第7号を次のように改める。

(7) 京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第2条第1項に規定する土砂等への廃棄物の混入又は付着の有無の確認に伴う指導及び公表に関すること。

第14条都市景観部の款開発指導課の項第5号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、同項中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号から第27号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和6年6月6日から施行する。

(行財政局人事部人事課)